

令和 4 年 10 月 28 日

第 15 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和4年10月28日
午後1時30分～午後3時30分
場所 出水市役所本庁 1階多目的ホール

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵			17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ		

農地利用最適化推進委員

		25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男

(2) 欠席委員

農業委員

11番 松元 重忠 18番 澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番 時吉 大喜 24番 三原 仁

その他出席者

吉岡、犬渕、倉本、大島

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農地の競売・公売参加適格証明願について
議案第 3号	農用地利用集積計画について
議案第 4号	農地中間管理権の取得について
議案第 5号	農用地利用配分計画について
議案第 6号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 7号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 8号	農地法第5条事業計画変更申請について
議案第 9号	農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 非農地判断について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第15回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は17人で定足数に達しております。
なお、11番委員、18番委員から欠席届が提出されています。
推進委員につきましては、20番委員、24番委員から欠席届が提出されています。
議事録署名委員を指名いたします。
10番委員と12番委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農地形質変更届について(事務局報告、省略)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。13番委員
に関係する議案がございますので、まず13番委員の除斥をお願いします。

(13番委員 退室)

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第1号申請番号第10-2項について総会資料により説明)

議長 7番委員の調査結果の報告をお願いします。

7番 7番です。調査日等につきましては10月25日の午後、調査につきましては8番委員、
28番委員と事務局職員で、審議した結果を報告いたします。所有権移転第10-2項につ
きまして、位置図につきましては11ページの右側と12ページになります。御覧ください。
申請地につきましては今釜町の方が鶴寿園から900mほど東に行った所、それから汐見町
の分につきましては、鶴寿園から南200m行った所にありました。許可後は水稻を耕作さ
れるということであります。現在も水稻が栽培されてるという状況でした。申請人との関係
につきましては他人ということですので。以上所有権移転第10-2項は、農地法第3条第2項
各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんでしょうか。

ないようです。調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろ
しいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第1号申請番号第10-2項について許可すると決定いたします。

(13番委員 入室)

議長 引き続き、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第1号申請番号第10-1項、10-3項から10-14項及び10-201項に

ついて総会資料により説明)

議長 7番委員の調査結果の報告をお願いします。

7番

7番です。調査日と調査につきましては省略いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転申請番号第10-1項及び10-3項から10-9項までを報告いたします。まず、所有権移転10-1項につきましては、位置図につきましては11ページの左側を御覧ください。申請地につきましては、野田郷駅から600mほど西の方へ行った所がありました。許可後は水稻を栽培されるということでした。申請人との関係につきましては知人ということになっております。現在隣の方も一緒に耕作されているということで水稻を栽培されているようでした。

それから、所有権移転第10-3項、4項につきましては同じですので、一緒に報告いたします。位置図につきましては、13ページの左側の方を御覧ください。場所につきましては広域農道江川野交差点から西へ800m行った所がありました。許可後は、かんきつを栽培されるということのようでした。申請人との関係については、他人ということですが、現在隣の方でみかんを作っておられて、隣と一緒に今度はかんきつを栽培するということです。現在すぐにでも作付けできるような状態でありました。

それから所有権移転第10-5項につきましては、位置図につきましては、14ページの左側を御覧ください。申請地につきましては、出水高校を800mほど西の方へ行った所にあります。許可後はかんしょを栽培されるということでした。申請人との関係につきまして他人になるということでしたが、現在植木の後でまだ少し植木が残っているようでしたけれども、開墾するのはちょっと大変かなと思っておりますけれども、かんしょを作られるということで歓迎をしたいと思います。

それから、所有権移転10-6項につきましては、親子間のために調査をしませんでしたので、事務局職員の報告により協議いたしました。

それから、10-7項につきましては、位置図は15ページの左側になります。場所につきましては、上水流グラウンドから800m南へ行った所がありました。許可後は水稻を栽培されるということでした。申請人との関係は他人ということで、現地に行きまして遊休農地になっておりまして、開墾するのは大変だろうと思っておりますけれども、遊休農地が減るということで歓迎いたします。

それから、所有権移転第10-8項と9項につきましては同じですので一緒に説明いたします。位置図につきましては15ページの右側と16ページの左側になります。申請地は国道328号の西ノ口交差点から南へ700m行った所がありました。許可後は水稻を栽培されることとなります。現在も水稻を栽培されていたようです。申請人との関係は、知人ということになっております。現在も水稻が栽培されて刈取りが済んでいたところで、3枚を1枚にして耕作をされていたようです。以上、所有権移転第10-1項及び10-3項から10-9項については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 8番委員、お願いします。

8番

8番です。10月25日、7番委員、28番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。まず、所有権移転第10-10項につきましては、位置図は16ページ右を御覧ください。JA本所から西へ約700mほどに位置し、現在もよく管理されており、野菜を耕作され

るとのことでありました。

次に、所有権移転第10-11項、これは親子間の所有権移転であるため現地調査は省きまして、事務局職員の報告説明により協議いたしました。

次に所有権移転第10-12項、位置図は17ページを御覧ください。出水警察署から西へ約500m、ニューヨークパチンコの駐車場の東側に位置しております。近くに受け人の自宅があり、小さいながらも菜園畑として使用するとのことでありました。

次に所有権移転第10-13項、位置図は18ページを御覧ください。JA本所から東へ800m、よく管理されておりました。

次に所有権移転第10-14項、位置図は19ページを御覧ください。蕨島小学校から北へ200m、島を渡り左へ登った所でございます。狭いながらもよく管理されておりました。

次に、第10-201項ですね。位置図は20ページを御覧ください。蕨島の島沿いの市道の北側に位置し、小さいながらもよく管理されておりました。以上、所有権移転第10-10項から第10-14及び使用貸借権設定第10-201項は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可相当と判断いたします。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

議長 22番委員どうぞ。

22番 22番です。15ページの武本字湯川原、この田んぼと次の10-9の田んぼの横の〇〇〇番〇と〇〇〇番〇、ここは田んぼになってるけど、実際は埋立てであるんですね。現地は土場になっとるんですけど、それと〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇、ここも現地は今のところ田んぼでないですね。そこはどうなってるんですかね。

議長 事務局お願いします。

事務局 ただいまありました、恐らく〇〇〇番〇と〇〇〇番〇だと思いますが、ここについては、現在宅地か土場とか、そういったものになっております。実際もう所有権移転されてまして、第5条申請等がなければですね、地目はなかなか変えられない方がいらっしゃるって、実際は、現況はもう宅地とかそういったふうになっておりますが、なかなか申請の許可がおりても、地目までは変えられないという方も結構いらっしゃると思いますので、そういう状況になっているところでございます。あと、どこになりますか。〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番〇、ここにつきましても、転用の許可申請がなされている所になります。農地の場合は、転用許可がないと出来ないということで、そういったのは、もう再三こちらとしても指導しておりますので、ただ、地目としてはなかなか変えていらっしゃるというのが、現状多くございます。

22番 ということはもう埋立てとか、例えばですよ。畑、田んぼで農地で買って、それでそれを自分で埋立て、自分のものだから、勝手に埋立てですよ。農地が、土場みたいになるのはやむを得ないということですか。

議長 事務局お願いします。

事務局 はい。通常の農地につきましては、当然農地から農地以外には転用許可が必要ですので、ただ田んぼをですね、畑に変える分については特に問題ないんですが、こういった駐車場なり、何か、建物を建てる場合は当然許可申請が必要で、転用許可が必要になります。特に、こういう農地、田んぼについてもですね、明らかに分かりますので当然これはもう許可申請をされているものということで、現状、現況としてはですね農地以外のものになっているところござ

います。なかなか地目としては、もう先ほども申し上げましたとおり、なかなかですね農地から宅地への登記がなされてないものもたくさんあります。所有権移転、名義の変更については、許可が出た時点ですぐに出来ますが、宅地とかですね農地から他の許可が出たから、すぐには出来ませんので物がちゃんと完成してからでないといふと地目変更登記は出来ませんので、そういったところでなかなかですね、所有権移転まではするけど地目変更登記がちょっと忘れられてるというのも結構ございまして、そういうところで、地目がまだ田んぼのままというところになっております。

議長 22番委員どうぞ。

22番 工事埋立てとかそういうのに入る前にするんじゃないかと、結果で見るとですか。

事務局 当然転用許可というのはする前に申請は上げますので、やってからではなくてあくまでも農地のままでの申請が原則になります。

議長 よろしいでしょうか。

ほかにございせんか。ないようです。調査員の報告では所有権移転及び使用貸借権につきましては、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可と決定いたします。

議長 次に議案第2号農地の競売・公売参加適格証明願について、事務局、説明をお願いします。

事務局 (議案第2号について総会資料により説明)

議長 8番委員をお願いします。

8番 8番です。農地の競売・公売参加適格証明願について報告いたします。第1項、位置図は22ページを御覧ください。申請地はツジテックから200メートルほど南へ行った所にあります。許可後はそば、野菜を耕作されるとのことでした。隣の〇〇〇番は、申請人の畑でよく管理されており、一体として耕作したいとのことでありました。以上、農地の競売・公売参加適格証明願については、農地法第3条の規定により適格であることを承認すると判断いたします。以上です。

議長 はい。調査員の報告を終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

ないようです。調査員の報告では適格であると承認すると報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はい。の声あり)

議長 それでは、議案第2号農地の競売・公売参加適格証明願については適格であると承認することを決定いたします。なお申請人が公売参加し落札され、農地法第3条許可申請された場合は、会長の専決処分として第3条許可証を発行してもよろしいでしょうか。

(はい。の声あり)

議長 それではそのように決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画についてと議案第4号農地中間管理権の取得について、議案第5号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

除斥が関係する案件で該当があります。7番委員、29番委員のお二人が該当しますのでよろしく願いいたします。先般皆さん方にお諮りいたしました、一人一人じゃなくて、

該当する方共々除斥をしていただいて審議をいたします。

(7番委員、29番委員 退室)

議長 事務局お願いします。

事務局 (議案第3号申請番号10-5について総会資料により説明)

議長 8番委員お願いします。

8番 8番です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、適当と判断いたしました。

議長 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようです。調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 はい。調査員の報告どおり適当と決定いたします。

入室をお願いします。

(7番委員、29番委員 入室)

議長 それでは事務局お願いします。

事務局 (総括表に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。7番委員、審議の結果をお願いいたします。

7番 7番です。調査日時等につきましては省略します。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、適当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。ないようです。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第3号農用地利用集積計画について、議案第4号農地中間管理権の取得について及び議案第5号農用地利用配分計画については、全件適当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局 (議案第6号編入について総会資料により説明)

議長 2番委員お願いします。

2番 2番です。10月26日午前中、3番委員と29番委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。議案第6号農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に関わる意見について、編入、申請地は高尾野町江内、木串公民館から西へ500mほど、阿久根市との市境に位置し、不耕作の畑2筆、山林1筆の計3,201㎡です。地籍図は38ページ左です。新

たに有望な果樹を新植し、経営の改善を図るためのもので、その後、樹園地として管理されるので問題ないと思われます。現在、重機が入り造成中です。調査、審議した結果、今後も農地として有効活用される見込みがあると思われ、農用地区域への編入は適当と判断いたしました。以上です。

議長 つづいて除外について、事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第6号除外第1項について総会資料により説明)

議長 5番委員をお願いします。

5番 5番です。10月26日、13番委員と30番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、武本、青年の家から南へ400mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。地籍図は39ページ左です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として399㎡であり、妥当であると思われます。造成については道路より60cmほど盛土をし、隣接する〇〇〇〇番〇〇の農地にはブロック塀を4、5段設置する予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝を利用されるということです。進入路は、当該農地の左側の道路側になるそうです。道路を挟んだ向かい側の畑は、鳥獣害予防の柵をしてありましたけども、当該農地はそういった柵はありませんでした。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。

議長 続きまして、第2項をお願いします。

事務局 (議案第6号除外第2項について総会資料により説明)

議長 13番委員をお願いします。

13番 13番です。10月26日、5番委員、30番委員と事務局職員で調査をした結果を報告いたします。37ページ除外の第2項、地図は39ページの右側でございます。申請地は、平和町、現オートメック工場西隣に位置し、現在は不耕作の畑でございます。申請面積は、工場1棟を建築する面積として2,229㎡であり、妥当であると思われます。造成については、地盤改良のため1m程度切土を行い、道路より少し高くなるように30cm程度盛土をし、隣接地周囲にブロックを設置する予定だということでございます。それから生活雑排水については合併浄化槽、雨水については道路側溝を利用されるということでございます。工場については水はほとんど使わないというようなことでございました。農用地区が非常に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題なく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断をいたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんでしょうか。はい、調査員の報告では編入やむを得ない、除外やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第6号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第7号第10-1項について総会資料により説明)

議長 5番委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日等については先ほど報告したので省略します。第10-1項については37ページ、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第1項で説明したので省略します。許可相当と判断しました。

議長 続きまして第2項をお願いします。

事務局 (議案第7号第10-2項について総会資料により説明)

議長 13番委員、調査の報告をお願いします。

13番 13番です。調査日などについては先ほど報告しましたので省略いたします。申請地は高尾野町柴引、高尾野中学校から南東へ450mほどに位置し、現在不耕作の畑でございます。40ページの第10-2項、地図は41ページの右側でございます。申請面積や農家住宅2棟、倉庫2棟、道路を建設する面積として宅地である一体利用地を含めて、1,497.98㎡であり少し広いようですが、現地での説明を聞き、妥当であると思われます。また申請地について既に農家住宅などが建っており、今回申請書に始末書が添付されております。造成については現状のまま利用し、隣接地の境界には既に土留め工事をされておりました。生活雑排水については下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことでございます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 事務局、調査委員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ないようです。調査委員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第7号農地法第4条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第8号農地法第5条事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第8号第1項について総会資料により説明)

議長 5番委員をお願いします。

5番 5番です。調査日等については先ほど報告したので省略します。申請地は出水中学校から西へ180mほどに位置し、既に宅地造成工事や道路入り口設置等の工事がほぼ完成している状態で、上下水道も引込み工事も完了してまいりました。地籍図は43ページです。当該地の左及び左下の農地との境にはブロックがありました。当該地の右の所の〇〇〇〇番の畑との間は大分落差がありましたけども、申請地にL型よう壁があり、境には土地改良区管理の側溝がありました。農地への影響はないと思われます。調査の結果、事業計画どおり事業が遂行出来ない理由等は明確であり、事業計画の変更は承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ないようです。調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第8号農地法第5条事業計画変更申請については、調査員の報告どおり承認と決定いたします。

議長 続きまして、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第9号第10-1項について総会資料により説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。10月26日午前中、2番委員、29番委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。地籍図は46ページの左を御覧ください。申請地は高尾野町の下水流、国道3号線下水流交差点から北東へ200mほどに位置し、50cmぐらいの草が生えている不耕作の畑でした。申請地は車4台分の貸し駐車場の敷地面積として314㎡であり妥当と思われます。地籍図の〇〇〇〇番の建物で、障害者支援施設のデイサービスを開始し、事業所の駐車場として利用するものです。造成については、現状のままで砂利を敷き、隣接する農地の境には、ブロックを設置する予定です。雨水については道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 (第2項について総会資料により説明)

議長 13番委員、調査の報告をお願いします。

13番 13番です。調査日時等については先ほど報告しましたので省略いたします。44ページの第10-2項です。これについては37ページの農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第2項で説明をいたしましたので省略いたします。許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 (第3項について総会資料により説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。第10-3項です。調査日時等については先ほど報告しましたので省略いたします。地域図は47ページの左を御覧ください。申請地は、下鯖町野間ノ関から南へ280mほどに位置し、野菜を植えた後があります。現在、不耕作の畑です。申請面積は車庫と一体型の住宅、一般住宅1棟の敷地面積として427㎡であり妥当と思われます。造成については現状のまま利用し、隣接する境界等に既にブロックが設置されておりました。生活雑排水は下水道へ、雨水は道路側溝を利用することです。周辺は住宅に囲まれており、農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 続きまして、第4項の説明をお願いします。

事務局 (第4項について総会資料により説明)

議長 5番委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日等については省略します。第10-4項については、資料42ページ農地法第5条事業計画変更申請で説明しましたので省略します。審議の結果、農地区分と転用

目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第5項の説明をお願いします。

事務局 (第5項について総会資料により説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。第10-5項です。調査日時等については、先ほど報告しましたので省略いたします。地積図は48ページの左を御覧ください。申請地は境町で西回り自動車道の袋針原インターチェンジの中間地点ぐらいの所で、切通小学校から北西に150mに位置し、海岸線近くに蜜柑の木が十数本残っている不耕作の畑です。申請面積はバーベキュー施設6個分を有するバーベキューハウス1棟の敷地面積として673㎡であり、妥当と思われます。申請者は、現在福岡でバーベキューハウスを営んでおり、コロナ禍の中で開放的なものを作りたいとこの地を選ばれたそうです。造成については、道路部分から奥にかけて40cm程度盛土を行い、隣接する農地との境界にはブロックを設置する予定です。生活雑排水は合併浄化槽へ、雨水については道路側溝へ流すとのことでした。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 第6項の説明をお願いします。

事務局 (第6項について総会資料により説明)

議長 2番委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略します。地籍図は48ページ右側です。申請地は荘交差点から下高尾野方面に向かう途中にある。高尾野町唐笠木、西部電気工業から北へ30メートルに位置し、現在セイタカアワダチ草や萱が茂っている、不耕作の畑です。地籍図では広がっていますが、〇〇〇〇番の宅地の間にある手前の斜線部でございます。申請地は、貸家3棟建築する面積として一体利用を含め939㎡であり、妥当であると思われます。造成については現状のまま利用し、隣接する農地等の境にブロックを2、3段設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用するそうです。周辺農地への影響はないと思われます、調査審議の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 第10-101項の説明をお願いします。

事務局 (第10-101項について総会資料により説明)

議長 13番委員、調査の報告をお願いします。

13番 13番です。調査日等については先ほど報告しましたので省略いたします。45ページ、第10-101項、地積図は49ページでございます。申請地は高尾野町大久保、上り立交差点から北へ200mほどに位置し、現在不耕作の畑でございます。申請面積は駐車場建設する面積として150㎡であり、妥当であると思われます。また申請地は既に駐車場として舗装して利用されていたので、今回申請書に始末書が添付されました。造成については現状のままを利用し、西側にはブロックを設置してありました。雨水については道路側溝へ流すとのことでございます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ないようです。調査員の報告では全件許可相当との報告を受けましたが、そのように決定

してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第9号農地法第5条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定します。

議長 続きまして、議案第10号非農地判断についてを議題といたします。第10-1項について、事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第10号第10-1項について総会資料により説明)

議長 2番委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番です。はい調査日等は先ほど申しましたので省略します。地籍図は51ページです。申請地は高尾野町江内、木串公民館から南西へ200mほどに位置し、不耕作の畑で、現在周辺の宅地や畑も同様に竹や木が覆っている状態で中に入れませんでした。現場の状況から見て、申請どおりの年月を経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査審議した結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第10-2項の説明をお願いします。

事務局 (第2項について総会資料により説明)

議長 5番委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日等については省略します。申請地は武本、東出水小学校から西へ50mほどに位置し、不耕作の畑です。地図が51ページの右側です。図面を見てください。当該地の右の〇〇〇〇番の宅地よりも1段低くて、その左の〇〇〇〇番の山林より1段高く、すごく段差のある所でした。機械も入りにくく、農地への復元は困難な状態だと思いました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第10-3項の説明をお願いします。

事務局 (第3項について総会資料により説明)

議長 2番委員、調査の報告をお願いします。

2番 2番です。調査日等については省略いたします。地籍図は52ページを御覧ください。申請地は荘、蕨島小学校から200mほどに位置し、不耕作の畑で、現在、竹や木が覆っており、現地への踏み入れが困難な状態であるとのことで、航空写真や現地の状況写真で、参考にして審議しました。現場の状況から見て、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。審議の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ないようです。調査員の報告では、全件承認と報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第10号非農地判断につきましては、全件承認と決定します。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

・令和4年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議について(事務局説明 省略)

- ・農業委員会活動記録簿の作成について(事務局説明 省略)
- ・農地「貸したい」「借りたい」総点検アンケートについて(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第15回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長 印

番 印

番 印